

●香川県選挙管理委員会告示第91号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の3分の1の数（その者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成19年9月11日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

| | |
|---------------------|----------|
| 50分の1の数 | 16,708人 |
| 3分の1の数 | 205,898人 |
| 県議会議員各選挙区における3分の1の数 | |
| 高松市選挙区 | 115,121人 |
| 丸亀市選挙区 | 29,817人 |
| 坂出市選挙区 | 20,627人 |
| 善通寺市選挙区 | 9,472人 |
| 観音寺市選挙区 | 17,815人 |
| さぬき市選挙区 | 15,269人 |
| 東かがわ市選挙区 | 10,318人 |
| 三豊市選挙区 | 19,984人 |
| 小豆郡選挙区 | 9,497人 |
| 木田郡選挙区 | 8,017人 |
| 綾歌郡選挙区 | 7,204人 |
| 仲多度郡第一選挙区 | 8,765人 |
| 仲多度郡第二選挙区 | 6,561人 |